

春日部商工会議所

《仮》移転経緯と移転スケジュール

春日部市より、【春日部市商工振興センターの利用停止に伴う事務所移転等について】

1. 法律的な規制

(1)春日部市商工振興センターは、耐震性が十分ではなく、平成29年3月31日をもって閉館を予定している。(2)春日部商工会議所の同センターの使用については、行政財産の目的外使用許可の更新はできない。(3)平成29年4月1日以降同センターは早急に除去(取り壊すこと)することを予定している。

2. 商工会議所の事務所の移転について

(1)必要最小限の修繕工事で入居可能な民間賃貸ビル等に暫定的かつ一時的に移転していただきたい。(2)移転期限については3月末までの移転が難しい場合は時期と理由書の提出により、改めて協議を行う。(3)暫定的かつ一時的に移転していただく場合は春日部商工会議所と春日部市市内経済活性化委員会において定期的に協議をすることとする。

との公文書が提示されました。

また、市では市庁舎建設に伴い今後は公共施設の統廃合を行う予定であり、については5年～6年後に商工業振興の拠点と



なる春日部商工会議所を東口地域の中心市街地に置くとの方針が示されました。これを受けて春日部商工会議所は、NTT東日本春日部ビル(春日部市粕壁2-2-29)に仮移転することを決定しました。現在仮移転に向けて準備を進めていますが、準備が整うまでの期間は現在の場所で業務を行ってまいります。なお、春日部市商業協同組合、春日部法人会事務所、桐箱工業協同組合、春日部酒販組合も同様となります。

*移転時期につきましては夏頃を予定しています。

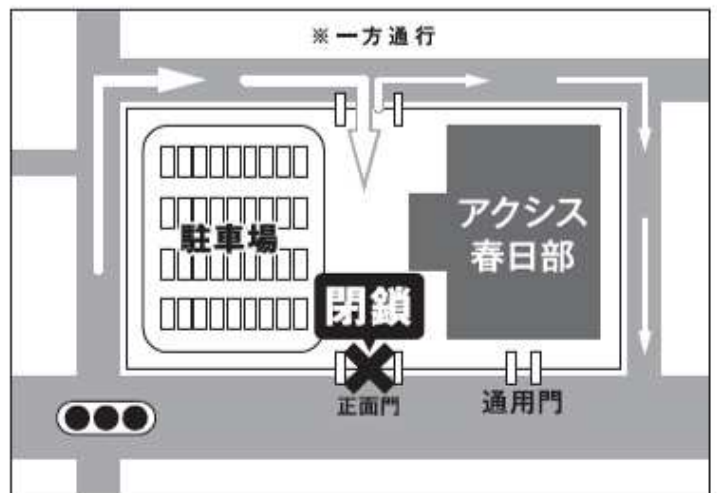
*仮移転先の場所(地図)及びスケジュールにつきましては、当会報にて随時お知らせいたします。

春日部市商工振興センター(アクシス春日部)が閉館となりました。

春日部商工会議所は 引き続き業務を継続しています。

春日部市商工振興センター(アクシス)は、3月議会において商工振興センター条例廃止が議決され、3月末日をもって一般施設利用(会議室の貸出等)が終了します。

春日部商工会議所を含む入居団体につきましては、現在移転に向けての準備を進めておりますが、移転先の準備が整うまでの当面の期間は、同所において事業を継続してまいります。



駐車場の入口が変更になります。

春日部市商工振興センターの閉館に伴い、正面ゲートが封鎖されます。商工会議所及び入居団体にお車でお越しになる皆さまにつきましては、駐車場の入口が変更となりますのでご注意ください。徒歩でご利用の方は、正面ゲート横の通用門をご利用ください。